

八王子市高齢者生活支援ショートステイ事業実施要綱

平成22年4月1日適用

改正 平成23年4月1日

改正 平成28年9月1日

改正 令和 3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、介護者や本人の理由により在宅での生活が一時的に困難となった高齢者又は家族等からの虐待等により保護を要する高齢者を、養護老人ホーム（以下「施設」という。）において、一時保護することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者で一時的に在宅での生活が困難となった者で次に掲げる者とする。ただし、伝染性疾患を有し他に感染させるおそれがある者、精神障害があり危害を加えるおそれのある者及び医療機関で治療を受ける必要があると認められる者を除く。

(1) 介護保険非該当者の介護者が疾病、旅行、冠婚葬祭、事故、災害及び失踪等緊急的かつやむを得ない社会的理由により介護できないため、施設に一時的に保護する必要があると市長が認める場合。

(2) 介護保険非該当者の高齢者本人の体調管理等のため、施設に一時的に保護する必要があると市長が認める場合。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者で、養護老人ホームで受け入れが可能な者は、この事業の対象者とする。ただし、伝染性疾患を有し他に感染させるおそれがある者、精神障害があり危害を加えるおそれのある者及び医療機関で治療を受ける必要があると認められる者を除く。

(1) 一時保護された身元不明の徘徊高齢者。

(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。)第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待により一時的に保護する必要がある者。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、八王子市とする。ただし、八王子市は、利用者の決定を除く事務を施設に委託することができるものとする。

(利用期間)

第4条 この事業の利用期間は、一回につき7日以内とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(利用の申請)

第5条 この事業の利用を希望する者は、生活支援ショートステイ事業利用申請書(第1号様式)に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 利用者の病名、現在の処方等を記載した情報提供書(第2号様式)。ただし、緊急保護等で作成困難の場合、事後でも可とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定の上、生活支援ショートステイ事業決定(却下)通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を行ったときは、生活支援ショートステイ事業依頼書(第4号様式)に前条に規定する書類を添えて施設に依頼するものとする。

(送迎)

第7条 この事業を利用する場合の送迎は、原則として家族等が行うものとする。ただし、家族等による送迎が困難な者については、八王子市及び地域包括支援センター、施設等による支援を行うものとする。

(緊急時の取扱い)

第8条 市長は、この事業が緊急を要すると認めるときは、第5条の規定による申請等の手続を省略して実施することができる。この場合において、市長は、対象の高齢者や家族等の状況を事前に調査するとともに、事後において速やかに所定の手続を行うものとする。

(保護に要する費用)

第9条 施設での保護に要する費用は、1日当たり6,470円とする。

(個室確保料)

第10条 八王子市は、施設との契約により個室を確保した場合は、個室確保料として、未利用時に一床につき3,000円を支払う。

(事務費)

第11条 八王子市は、施設に対し、利用者一件当たり事務費3,000円を支払う。

(利用者の自己負担料金)

第12条 利用者の自己負担料金は、次に掲げる費用とする。

(1) 1日当たり2,080円(食費1,600円と施設料480円)。

(自己負担料金の免除)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の(1)に掲げる者については、自己負担料金の一部(施設料)を、(2)に掲げる者については、全部(食費と施設

料)を免除する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者。
- (2) 徘徊、虐待、その他市長が認める事由により、緊急で身の安全を確保する必要があり、かつ、自己負担料金が負担できないことが明らかである者。

2 市長は、前項の規定により自己負担料金を免除したときは、当該免除に係る額を施設に支払うものとする。

(費用徴収)

第14条 八王子市は、第9条、第10条、第11条に定める費用を施設に支払い、第12条に定める自己負担料金を利用者に請求し徴収する。ただし、別途施設との契約により定める場合は、この限りではない。

(利用の報告等)

第15条 施設は、この事業の利用があつたときは、翌月の10日までに当該利用状況について市長に報告を行い、費用の請求を行うものとする。ただし、別途施設との契約により定める場合は、この限りではない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 八王子市在宅高齢者介護予防・生活支援事業要綱(平成12年4月1日適用)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。